

SRI は欧米で先行したので、海外 SRI 投資家の、英語の質問票に回答するのに大変な労力を強いられている日本企業も多いことと思います。SRI はある意味で価値観への投資ですから、投資家の属性によって、どうしてこんなことを、という質問があったり、同じ英語でも質問する側と回答する側で、意味についてのパーセプションギャップがあり、何かちぐはぐなことになるのも珍しくありません。このようなギャップの背景には、社会制度や文化の違いがあります。当社では、海外 20 カ国に調査員のネットワークを持ち、Eメールでのやりとりに加えて、定期的な訪問を通じて海外 SRI や CSR の最新動向に触れると共に、このようなギャップの溝を埋める努力をしております。今回は南ドイツ・ババリアの調査員（同じドイツでも北のプロシアとはまた違うカルチャーです）と、Human Rights と Civil Rights の違いについて意見を交換しました。日本では、いわゆる人権とひとくくりになされているような概念が、彼の中では明確に二つの用語にわかれています。

彼に言わせると、Civil Rights は文明の発展段階と共に出てくるものであり、civilized された国での権利、たとえば民主主義の国では選挙権、voting right などが例に挙げられます。一方 Human Rights は、もっと人間本来の権利で、文明の程度に左右されない、人間としての基本的な権利が Human Rights であり、これはユニバーサルなものです。

そこで 2 人で、Human Rights (H. R.) と Civil Rights (C. R.) を数えあげてみました。

Equal opportunity for education (教育の機会均等) は C. R. です。女性であろうが、マイノリティであろうが、収入の多寡にかかわらず、同じ一票の投票権があるというのも same voting right で C. R. ですね。Freedom of Faith (信仰の自由) は H. R.、Freedom of movement (移動の自由) は H. R.、Freedom of expression (表現の自由) も H. R. ですが、Freedom of association (結社の自由) や Freedom of press (報道の自由) は C. R. になります。ざっとこんな具合です。

日本企業が、海外 SRI 投資家の投資対象になることは今後ますます増えてきます。最近の VDI Nachrichten (ドイツの新聞) には、ヨーロッパの 50%以上のファンドマネージャーが、日本への投資に前向きであり、既に投資しているところも、日本株の比率を上げていくと書かれています。人権についての質問など、“基本的人権”ならぬ“基本的質問”にもきちんと答えていくことが大事ではないでしょうか。